

知って得する! 法律コラム



弁護士 根来真一郎

原告? 被告? 被告人?

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社様の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトをご覧いただけます。

よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。

裁判に関係する当事者の呼び方として、「原告」「被告」「被告人」という言葉をよく耳にされることもあるかと思います。裁判に関係する当事者にはどのような種類があるのか疑問に思われたことが方もいらっしゃるかもしれません。今回はそんな裁判に関係する当事者についてお話をさせていただきたいと思います。

1 民事訴訟 : 原告・被告

民事の裁判は、人と人との争いを解決するための手続きです。対立する当事者がそれぞれの主張や証拠を互いにぶつけ合い、当事者が主張する事実が存在するか等について裁判官が証拠に基づいて判断します。

民事裁判の訴えを起こした人を原告(げんこく)、訴えを起こされた人を被告(ひこく)と言います。

2 控訴人・被控訴人、上告人・被上告人

日本では三審制が導入されており、民事の裁判は第一審だけでなく、第二審・第三審にも及ぶことがあります。なお、第一審は簡易裁判所又は地方裁判所、第二審は地方裁判所又は高等裁判所、第三審は高等裁判所又は最高裁判所が担当します。

第二審のことを控訴審といい、控訴を提起した側(第一審の判決に不服がある側)を控訴人(こうそにん)、その相手方を被控訴人(ひこうそにん)と言います。

第三審のことを上告審といい、上告を提起した側(控訴審の判決に不服がある側)を上告人(じょうこくにん)、その相手方を被上告人(ひじょうこくにん)と言います。

3 その他の裁判手続き

日本における裁判手続きは、他にも様々なものがあります。

例えば、裁判で賠償金の支払いを命じられたにもかかわらず被告が支払わない場合に用いる強制執行という手続きがあります。強制執行手続きにおいては、強制執行を行う側を債権者(さいけんしゃ)、強制執行を行われる側を債務者(さいむしゃ)と言います。

また、証拠調べを急いでしなければ証拠を使用することが困難になる事情がある場合に用いる証拠保全という手続きがあります。証拠保全手続きにおいては、証拠保全を行う側を申立人(もうしたてにん)、証拠保全が行われる側を相手方(あいてがた)と言います。

4 刑事裁判

今までは、人と人との争いに関する裁判である民事訴訟について述べてきました。それに対し刑事裁判とは、犯罪が行われたのか、どのような刑罰を科すべきか等について裁判官が判断する手続きです。

起訴を行う側が検察官(けんさつかん)、起訴された側が被告人(ひこくにん)と言います。

ちなみに、ニュース等の報道では「刑事事件で起訴された〇〇被告が～」と報道されています。しかし、法律の世界では被告は民事訴訟の概念、被告人が刑事裁判の概念です。そのため本来であれば、「被告」ではなく「被告人」と報道すべきとなります。しかし、ニュース等の報道では、昔から分かりやすさ等のためにあえて使っているものと思われる。

5 最後に

裁判に関係する当事者にはとはどのような種類があるのかについてご説明をさせていただきました。裁判には様々な制度があり、どのような当事者が関係するののかについても変わってきます。裁判にはどんな当事者が関係するののかについてご質問があれば、お気軽に弁護士にご質問いただければと思います。